

フードバンク支援事業

(国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業のうち食品受入能力向上緊急支援事業)

Q&A

(事業概要)

Q1：どのような事業か。

A：

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に伴い、令和3年1月より、緊急事態宣言の再発令により、新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、食品を子ども食堂や生活困窮者等へ届きやすくすることが課題となっています。
- ・ このため、本事業では、時限的に、全てのフードバンク活動団体に対して、食品の受入れ・提供の拡大に必要となる一時保管用倉庫、運搬用車両、入出庫管理機器等を補助率10/10で支援を行います。

【支援額】

実費の範囲内で定額。補助上限額は1事業者当たり500万円。

【支援対象経費】

食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる、

- ① 運搬用車両の賃借料（燃料を除く。）
- ② 一時保管用倉庫（常温倉庫、保冷倉庫、業務用冷蔵庫）の賃借料
- ③ 入出庫管理機器（ハンドリフト、ハンディスキャナ、ラベルプリンタ等）の賃借料（インク等の消耗品を除く。）

Q1-1：実費の範囲で定額とは、具体的にはいくら支援されるのか。

A：

- ・ 実際に賃借に要した経費を支援します。
- ・ 賃借にあたっては、事業実施計画書提出時に、原則3社以上の見積もりにより、賃借料の検討を行い、そのうち最安の1社の見積もり内容が確認できる書面を提出する必要があります。
- ・ 見積もりは、HPの料金表等でもかまいませんが、金額のほか、運搬用車両の場合は車両の車種、倉庫の場合は倉庫の面積、在庫管理機器の場合は

品名等がわかるものとしてください。

Q 1 - 2 : 運搬用車両について、ガソリン代や高速道路代は支援対象か。

A :

- ・ 賃借料が対象であるため、ご質問の費用は支援対象外です。

Q 1 - 3 : 運搬用車両を借りる際の保険料は支援対象か。

A :

- ・ 運搬用車両を賃借する際の保険・補償のうち、自動車損害賠償責任保険（強制保険）などあらかじめ運搬用車両の賃借料に含まれるものは、支援対象です。
- ・ しかし、オプションとして示される保険・補償は支援対象外です。

Q 1 - 4 : フードバンクが、食品を食品関連事業者等から受け取る際の小口配送便・備車に要する経費や、食品を子ども食堂等に届ける際の小口配送便・備車に要する経費は、支援対象か。

A :

- ・ 本事業は、フードバンクにおける食品の受入れ・提供の拡大を図るための追加的な体制整備の取組を支援するものです。このため、フードバンクが自ら、食品を食品関連事業者等から受け取り、子ども食堂等に運ぶ際に必要な車両の賃借料を支援対象としており、ご質問の小口配送便・備車については、支援対象外です。

Q 1 - 5 : フードバンクの事務所の賃借料は支援対象か。

A :

- ・ フードバンクの事務所の賃借料は支援対象外です。
- ・ しかし、一時保管用倉庫としての使用を主とする場合には、当該倉庫の一部を事務作業に使用することは可能です。

Q 1 - 6 : 倉庫の賃借にあたって必要な敷金・礼金は支援対象か。

A :

- ・ 敷金は、原状回復のための保証金として支払われるものです。
- ・ また、礼金は、賃貸人に対する謝礼などの複数の意味づけがあり、支払われるものです。
- ・ いずれも、補助対象経費である賃借料とは別に支払われるものであり、支援対象外です。

Q 1-7：冷凍・冷蔵庫等の電気料金は支援対象か。

A：

- ・ 冷凍・冷蔵庫等の設備の維持・利用のために発生する電気料金については、あらかじめ賃借料金に含まれている場合は、支援対象とできます。
- ・ しかし、賃借料とは分けて、電気料金を電力会社等に支払う料金は対象外となります。

(事業実施主体)

Q 2：事業実施主体について

A：

- ・ 事業実施主体はフードバンクとしております。フードバンクとは、食品関連事業者その他の者から、まだ食べることができる食品の寄附を受けて、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを無償で提供するための活動を行う団体です。
- ・ なお、フードバンク活動を実施するにあたり、登録・認定・許可・資格などはありませんが、農林水産省のホームページにおいて、全国のフードバンク団体を公表しているところであり（下記 URL 参照）、本事業で補助対象となるフードバンクについては、必要な確認を行った上で、この一覧へ掲載させていただきます。

（※農林水産省ホームページ「フードバンク活動団体一覧」）

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/foodbank-60.pdf

(支援対象・要件)

Q 3：具体的にどのような要件があるのか。

A：

- ① 食品の取扱いにあたっては、「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」（農林水産省公表資料）に基づく又は準じた取扱いを行っていること。
- ② 新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言による影響を受けて、生活困窮者等への食品の提供の拡大を図るため、食品の受入れ・提供体制の追加的な整備に取り組む計画を有すること。

が要件となります。

（参考：フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き）

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html

また、令和3年1月8日（金）～12月31日（金）の間に実施される取組が支援対象となります。【→Q12 参照】

Q3-1：フードバンクの受入能力向上の必要性については、どのように確認が行われるのか。

A：

- ・ 「事業実施計画書」（別紙様式第2号）の「3事業内容及び実施方法」により確認しますので、子ども食堂等への食品の提供の拡大を図るため、食品の受入れ・提供体制の追加的な整備に取り組む計画を具体的に記載してください。
- ・ また、Q10のとおり、食品提供履歴管理表により、本事業により賃借を行った倉庫、運搬車両等を活用した食品の受入れ・提供の実績について確認を行います。

Q4：既に、自己負担により賃借した場合に支援対象になるのか。

A：

- ・ 必要な要件を満たしており、実績報告時に必要となる証明書類がそろっていれば、申請時点において実施済みの場合でも、遡って支援します。

Q5：補助対象期間を超えて賃借を行っていた場合には、支援対象となるのか。

A：

- ・ 本事業の実施に必要な要件を満たしている場合には、補助対象期間を超えて賃借を行っていた場合であっても、補助対象期間中の賃借料を支援しません（賃借料を賃借期間で日割りし、補助対象期間中の賃借料を算出することとなります）。

Q6：賃借の開始日は令和3年1月8日以降である必要があるのか。

A：

- ・ 賃借契約の方法や必要な準備期間が異なると想定されますので、支援対象とする運搬車両や一時保管用倉庫等の賃借の開始日は、必ずしも令和3年1月8日以降である必要はありません。
- ・ その上で、支援対象経費を算定する際は、令和3年1月7日以前の賃借料は支援対象外とします。

Q7：食品の引渡はいつまでに終わらせればよいか。

A：

- ・ 食品の引渡は、必ずしも補助対象期間内に終わる必要はありませんが、補助対象期間中の取組（賃借）が支援対象となります。

（必要な書類）

Q8：申請に当たって、どのような書類が必要か。

A：

- ・ 「事業実施計画書」（別紙様式第1号）の提出が必要となります。
- ・ 「事業実施計画書」には、本事業を活用して賃借する倉庫、運搬用車両等の見積もり内容が確認できる書面（金額のほか、運搬用車両の場合は車両の車種、倉庫の場合は倉庫の面積、在庫管理機器の場合は品名等がわかるもの）を添付してください。
- ・ なお、事業実施計画書の確認にあたり、追加で必要な資料がある場合は、随時提出をお願いすることがあります。

Q9：事業実施結果報告時に、どのような書類が必要か。

A：

- ・ 「事業実施結果に係る報告書」（別紙様式第1号）の提出が必要となります。「事業実施計画書」と同内容ですが、実際に事業を行った結果に基づいた記載が必要となります。
- ・ 「事業実施結果報告書」には、以下の資料を添付してください。
 - ①賃借契約の内容がわかる書面（賃借契約の写し等）
 - ②事業実施主体が賃借料を負担したことがわかる書面（領収書等）
 - ③食品提供履歴管理表（別紙様式第2号）

Q10：食品提供履歴管理表（別紙様式第2号）は、何のために必要なのか。

A：

- ・ 本事業により賃借を行った倉庫、運搬用車両等を活用した食品の受入れ・提供の実績について確認を行わせていただくために必要です。
- ・ 本事業による賃借期間中の実績について記載をお願いします。

Q11：補助金を受けるためには、どのような手続きが必要になるのか。

A：

- ・ まず、事業実施計画書を作成し、上記の募集期間内に、農林水産省バイオ

マス循環資源課まで、郵送又は宅配便により提出してください。なお、電子メールでのご提出をご希望の場合は事前にご連絡ください。

〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1
農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課
(電話番号：03-3502-8111 (内線：4319))

- ・ 提出部数は2部です。押印は不要となります。
- ・ なお、事業実施計画書の作成にあたって、御不明な点等ございましたら、お問合せください。
- ・ また、事業実施計画書の作成後、交付申請、事業実施結果の報告等の手続きが別途必要となります。

Q12：補助金はいつ支払われるのか。

A：

- ・ 補助金の支払いは、事業実施後に、事業実施結果報告書を提出していただき、その内容や支出実績を確認し、補助金額を確定した後に行います。
- ・ このため、必要な経費は、まずは、事業実施主体において支払っていただく必要があります。

Q13：事業実施後にどのような手続きが必要となるのか。

A：

- ・ 事業実施主体は、事業完了の日から一ヶ月を経過した日までに、実績報告書及び事業実施結果に係る報告書を作成する必要があります。また、支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、事業完了後の翌年度から5年間、保存していただく必要があります。
- ・ 国は、事業実施主体に対し、必要に応じて報告を求め、指導を行うことがあります。また、実績報告書の審査に当たり、必要に応じて現地調査を行うことがあります。
- ・ なお、事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をした場合、国は、交付決定を取り消し、補助金返還を命ずる可能性があります。

(手続き)

Q14：補助対象期間・募集期間について

A：

- ・ 補助対象期間と募集期間は以下のとおりです。

<第1回>

補助対象期間：令和3年1月8日（金）から令和3年6月30日（水）迄
募集期間：令和3年4月7日（水）から令和3年6月30日（水）17時迄

<第2回募集>

補助対象期間：令和3年1月8日（金）から令和3年9月30日（木）迄
募集期間：令和3年7月1日（木）から令和3年9月30日（木）17時迄

<第3回募集>

補助対象期間：令和3年1月8日（金）から令和3年12月31日（金）迄
募集期間：令和3年10月1日（金）から令和3年12月28日（火）17時迄
上記の募集期間に提出された事業実施計画書について審査を行い、予算の範囲内で随時、補助金交付者を決定します。

募集期間は変更になることがあります。また、予算がなくなり次第、募集を終了します。

Q15：募集が3回に分かれているが、補助金の交付も3回に分けられるということか。

A：

- ・それぞれに設けた募集期間に申請を頂ければ、それぞれの期間（Q14参照）の事業実施後に事業実施結果報告等の必要な手続き（Q12, 13参照）を行った上で、補助金の交付が可能です。
- ・補助金の支払いは、申請いただいた期間の事業実施後に、事業実施結果報告書を提出していただき、その内容や支出実績を確認し、補助金額を確定した後に行います。このため、必要な経費は、まずは、事業実施主体において支払っていただく必要があります。

Q16：第1回や第2回の募集期間に補助対象期限（12月31日）分まで申請することは出来るのか。

A：補助対象期間にない期間を対象に申請はできません。

Q17：第1回と第3回の募集期間に申し込みたいがそういった申請は可能か。

A：可能です。ただし、第1回募集において申請した際の補助対象期間を、第3回募集において申請する補助対象期間に含むことはできません。